



こばと園

【保育目標】 明るく丈夫な子・友だちと仲良く遊べる子・よく考える子

今年度、0歳児2名、1歳児14名、2歳児16名、3歳児19名、4歳児20名、5歳児22名の合計93名が在籍しています。「自分が好き」「先生が好き」「友達が好き」と思える子をめざして保育しています。たくさん体を動かし、いろいろな人と出会い、さまざまな体験をして、毎日楽しく元気に過ごしています。



タマネギとれたよ



サツマイモの苗を植えたよ



歯みがき教室

歯科衛生士さんに歯みがき教室をしていただきました。3～5歳児が学年別に、歯の大切さや歯の磨き方を教えてもらいました。園でも毎日食後の歯磨きをして、歯を大事にしていきたいと思います。



小道の土手で虫つかみ

秋の終わりに植えたタマネギを収穫しました。別の日には、春に植えたジャガイモ掘りもしました。大事に育てた甲斐あって、どちらもたくさん収穫でき、お土産に持って帰ったり、給食室で調理してもらったりして食べました。

また、サツマイモの苗も植えました。ほかに5歳児がスイカ、4歳児がトウモロコシを植えました。どれも大切に育てて、夏と秋の収穫を楽しみにしたいと思います。



必佐小学校1年生との縄跳び交流

園舎の裏にある0～2歳児用の園庭は、外に出るとすぐ田んぼの土手で、草の上を滑ったり、草花を摘んだり、虫つかみをすることができます。

必佐小学校で1年生と5歳児が縄跳びで交流をしました。カードをもらって「[によろによろへび跳び]」や「[前跳び]」「[縄を結ぶ]」など、1年生に教えてもらい、できたらスタンプを押してもらいました。1年生のお兄さん・お姉さんみたいに、たくさん跳べるようになるといいですね。

桜谷こども園

【教育・保育目標】 心豊かでたくましい子どもの育成

第1園舎は3～5歳児が60名、第2園舎は0～2歳児が18名、計78名の園児が在籍しています。3～5歳児は、短時間部と長時間部という生活時間に違いのある子どもたちが一緒に過ごしています。保護者の就労に関係なく同じ教育、保育を受けられることが特徴です。園舎は分かれています、職員が連携をとり、0～5歳の連続した育ちを大切にしています。

子どもたちが安心して自分の思いを表現し、主体的に遊んだり生活したりできる保育を大切にしています



園舎の畑やプランターに野菜を植え、育てています。地域の方のご厚意によりさつま芋の苗植えも一緒に行いました。家庭とともに旬のものを味わう食育を行っています。



遊びたくなる環境の中で、自ら「やってみよう」「もっとする」という気持ちで夢中で遊び、試行錯誤を繰り返す過程に学びがいっぱいです。



友達の姿を見て刺激を受け、「もう一回」と取り組むことで、心も体もたくましくなります。



ありのままを受け止めてもらえる保育者との信頼関係を土台として、安心して繰り返し遊べるように努めています。

0～2歳児は、食事、睡眠、休息など、一人ひとりに合わせた生活リズムで過ごせるようにしています。

日々、西桜谷公民館のグラウンドや体育館をお借りし、安心、安全な環境の中で、体を動かす活動を楽しんでいます。桜谷小学校と年間を通して交流を持ち、小学校への架け橋となるようにしています。



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を 忘れず提出してください！



対象者には、届出書類を送付していますので、必ず期間内に子ども支援課へ提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給条件	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中程度以上の障がいを持っている子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童
手当額	全部支給 月額45,500円 一部支給 月額10,740円～45,490円 2人目の子ども… 上記金額に5,380円～10,750円を加算 3人目以降の子ども… 1人につき3,230円～6,450円を加算	子ども1人あたり 1級(重度) 月額55,350円 2級(中度) 月額36,860円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月1日(木)～8月30日(金)	所得状況届 8月9日(金)～9月11日(水)

お知らせ ひとり親家庭の方を対象に、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員が年に数回、県や市町の各種情報をご自宅までお届けする「ひとり親家庭サポートだより」を運用しています。ご希望の方は、子ども支援課でお申し込みください。

◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎ 0748-52-6583

みんなで支えあう

国民健康保険

マイナ保険証・お薬手帳を活用しましょう

マイナ保険証やお薬手帳をお持ちですか。それらを活用することで、薬の重複や飲み合わせによるトラブルを防ぎ、医療費の削減にもつながります。

●マイナ保険証をお薬手帳として活用できます

マイナ保険証を利用すると、患者の同意を得たうえで医療機関・薬局が患者の薬剤情報、特定健診情報の閲覧ができるようになります。マイナポータルからご自身でも確認することができます。

また、スマートフォンなどで使える電子版お薬手帳もあります。対応しているアプリが薬局ごとに違うため、利用している薬局で確認が必要です。なお、電子版を使う場合でも、紙のお薬手帳を提示しましょう。

●なぜ必要なのか

マイナ保険証やお薬手帳に記録された情報は、医療機関や薬局で薬を処方するときの参考になります。服用している薬との飲み合わせ、アレルギーや過去にかかった病気による副作用などを確認できます。また、市販薬やサプリメントの服用についても記録しておくと便利です。医療機関や薬局などでお薬をもらうときに必ず提示してください。

なお、紙のお薬手帳は、安全に薬を服用するためにも、1冊にまとめましょう。

●万が一の備えとして

緊急時、かかりつけの医療機関以外で受診しなければいけない場合などに役立ちます。また、常に持ち歩くことで自分が飲んでいる薬の情報を正確に伝えることができ、治療がスムーズに受けられます。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ 0748-52-6584